

第2章
産業廃棄物処理事業における
公共関与の概要

2-1 はじめに

本章ではまず、産業廃棄物処理事業における公共関与の概要を述べる。

2-2 目的

本章の目的は、産業廃棄物処理事業における公共関与の概要を説明し、本研究を読み進める上で必要な予備知識を整理することである。

2-3 調査方法

文献調査、またインターネット調査をもとに産業廃棄物処理事業における公共関与の概要を整理しまとめる。

2-4 産業廃棄物処理事業における公共関与の概要

2-4-1 公共関与による産業廃棄物処理事業の運営形態

公共関与による産業廃棄物処理事業の運営形態を図 2-1¹⁾に示す。

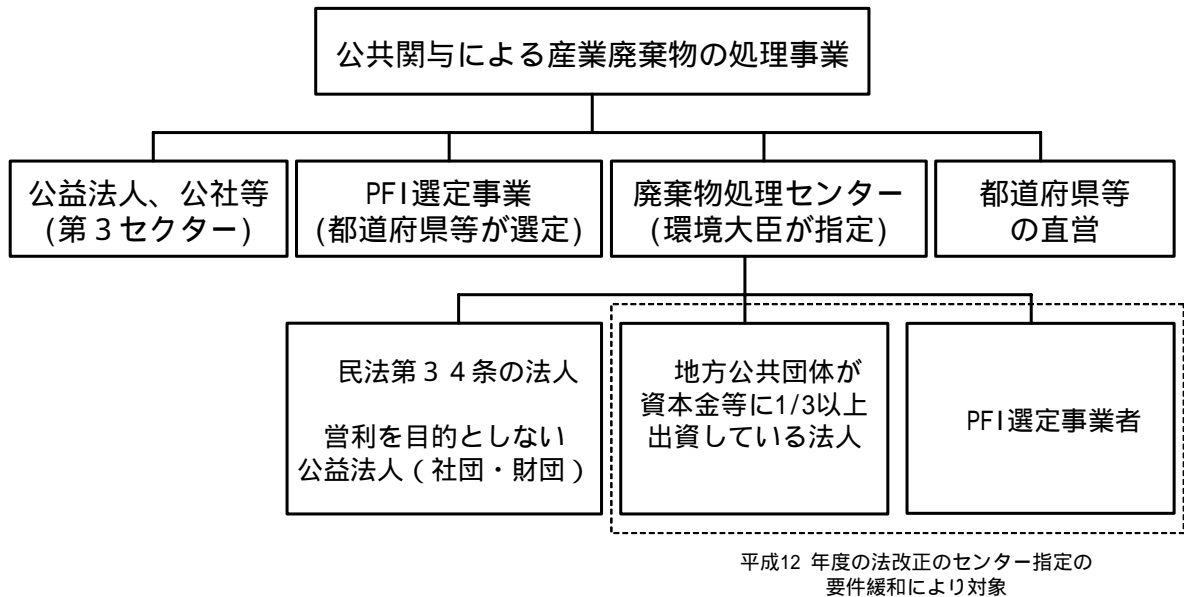


図 2-1 公共関与による産業廃棄物処理事業の運営形態

図 2-1 に示すように、公共関与による産業廃棄物処理事業の運営形態は、主に、公益法人・公社等（第3セクター）、都道府県等が定める PFI 選定事業、廃棄物処理センター、都道府県等の直営の4つに分類できることが分かる。

2-4-2 廃棄物処理センター制度について

廃棄物処理センターの各事業主体の詳細な内容を表 2-1¹⁾に示す。

表 2-1 廃棄物処理センターの事業主体の内容

事業主体	内容
民法第34条の法人で、地方公共団体が基本財産の一部を拠出しているもの	民法第34条の規定（公益法人の設立）により設立された営利を目的とせず、主務官庁の設立許可を得た法人・公益法人（社団又は財団）が該当する。（「営利を目的としない」とは、収益事業を営み、その利益を構成員等に分配することを目的としないことを意味する。）
地方公共団体が資本金等に3分の1以上出資している法人	公益法人（社団又は財団）以外で、商法等の規定により設立された営利法人。具体的には株式会社等が該当する。平成12年度の法改正のセンター指定の要件緩和により対象となった。
PFI選定事業者	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者。平成12年度の法改正のセンター指定の要件緩和により対象となった。 （PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設等の設計、建設、維持管理及びに運営に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。）

廃棄物処理センター制度は、公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し、これに財政上、税制上の支援を行うもので、平成3年に創設された制度である。平成12年の廃棄物処理法改正では、制度の活用を促進するため、指定の対象が従来の財団等の公益法人のみから株式会社（地方公共団体が資本金等に1/3以上出資している法人）、及びPFI選定事業者にも拡大され、さらに業務の内容に、市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理、施設の建設等が追加された（表2-1の部分）。

2-4-3 廃棄物処理センター等に対する支援措置

表2-2¹⁾に廃棄物処理センター等に対する支援措置内容を示す。

表 2-2 廃棄物処理センター等に対する支援措置の内容

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターへの支援措置	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助	廃棄物処理センターまたはPFI選定事業者が行う産業廃棄物処理施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額(出資又は補助)額と同額を補助
	廃棄物処理施設整備費補助	廃棄物処理センターにおいて市町村等からの委託を受け一般廃棄物処理施設または公共活動によって生じる産業廃棄物を処理する施設の整備に対する補助(1/4)
	広域廃棄物埋立処分施設整備費(安全性等確保事業)補助	廃棄物処理センターにおいて最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント・水質検査設備の整備等)に対する補助(1/2)
	税制上の特例措置	廃棄物処理センターの事業の用に供すると地について特別土地保有税を非課税センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例
	廃棄物処理センター整備基本計画調査	廃棄物処理センター整備促進のため、都道府県をモデルとして、センター指定に係る経営等の基礎調査を実施
産業廃棄物処理特定施設に関する支援措置	政策融資等	特定債務保証対象施設の整備に当たって、日本政策投資銀行によるNTT-Cタイプ無利子融資、低利子融資、民間銀行の融資に対する産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証
	税制上の特例措置	特定周辺整備地区で整備する特定施設について特別土地保有税を非課税、資産割及び新增設分の事業所税を非課税
	特定周辺整備地区施設整備方針作成調査費補助	調査費の1/3補助

表 2-2 に示すように、廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設の整備等に対する支援の内容としては、「廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターへの支援措置」と「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律(産業廃棄物処理特定施設整備法)に基づく支援措置」がある。

2-4-3 廃棄物処理センターの指定及び事業実施状況

平成 21 年 12 月現在の、全国の廃棄物処理センターの指定及び事業実施状況を表 2-3⁴⁾ に示す。

表 2-3 廃棄物処理センターの指定及び事業実施状況(平成 21 年 11 月現在)

都道府県名	法人名	設立日	廃棄物処理センター指定日	事業実施状況				備考
				最終処分場		中間処理施設		
				管理型	安定型	種類		
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H3	H5	H7～		H7～	焼却	・H21 第 1 期最終処分場供用開始
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H5(H12改)	H13	H17～		H17～	ガス化溶融	・H12(財)茨城県産業廃棄物対策基金から改組
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H8	H12			H13～	焼却・破碎	・H21で事業団解散
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H4	H6	H11～		H11～	焼却・破碎	
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H6	H14	H21～				
長野県	(財)長野県廃棄物処理事業団	H5	H5					・H20 事業団解散
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	S63	H18	H4～				
三重県	(財)三重県環境保全事業団	S52	H11	H2～		H14～	ガス化溶融	
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	S57	H14	H20～				
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	S60(H7改)	H7	S60～	H13～			・H7(財)兵庫環境事業公社から改組
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17	H17	計画中				
島根県	(財)島根県環境管理センター	H4	H12	H14～	H14～			
香川県	(財)香川県環境保全公社	S55	H6					
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5	H5			H12～	焼却・溶融	
高知県	(財)エコサイクル高知	H6	H6	整備中				・H23 施設完成予定
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H10	H14	H21～		H21～	焼却・溶融・破碎・中和	
大分県	(財)大分県環境保全センター	H4	H5			H6～	破碎・再アス	
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H7	H12	H17～		H17～	焼却・溶融・破碎	

表 2-3 が示すように、平成 21 年 11 月現在で廃棄物処理センターの指定を受けている法人は、全部で 18 法人ある(うち 2 法人が解散)。また、和歌山県が廃棄物処理センター指定による管理型最終処分場を計画中、高知県が同じく廃棄物処理センター指定による管理型最終処分場を整備中である。

< 参考文献 >

1) [PDF] 産業廃棄物情報サイト 産廃情報ネット:公共関与による産業廃棄物処理施設整備 廃棄物処理センター制度活用のあらし

<<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/archives/Misc/009.pdf>>, 2009-11

2) [PDF]長野県 HP:資料 37 廃棄物処理事業に対する公共関与について

<<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/haiki/keikaku2/sp4data37.pdf#search='廃棄物処理事業に対する公共関与について'>>, 2009-11